株主各位

大阪市北区中之島4丁目3番36号 玉江橋ビル内

クボテック株式会社 取締役社長久保哲夫

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時
- 場 所 東京都千代田区神田和泉町1番地12の15 0・Sビル1階 クボテック株式会社 東京営業所
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第35期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第35期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役3名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以上

「新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い」

- ・株主の皆様の感染リスクを避けるため、本年はご来場を見合わせることをご検討 いただき、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場において、感染防止のため間隔をあけた座席配置などを検討して おり、例年よりも座席数が減少する見込みです。万が一お席をご用意できない場合 は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・その他感染防止のための措置を講じる場合がございます。また、発熱等体調不良 と見受けられる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、やむなく<u>会場や開始時刻が変更となる場合がございます。</u>その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kubotek.com/irs)に掲載しますので、当日ご来場いただく場合でも、事前に当社のHPを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

総会ご出席の株主の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご 了承いただきますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kubotek.com/irs)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

本通知の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kubotek.com/irs) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全 般 的 状 況

当連結会計年度における我が国経済は、米中貿易摩擦に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により世界経済が減速し、先行きの不透明感が強まりました。フラットパネルディスプレイ(FPD)分野では、FPDメーカーの設備投資が抑制され、厳しい受注環境が続きました。

このような環境の中、当社グループでは、品質や採算を重視した製品戦略により収益性の改善に努めてまいりました。この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高1,881百万円(前連結会計年度比14.9%増)、営業損失28百万円(前連結会計年度は営業損失742百万円)、経常損失38百万円(前連結会計年度は経常損失632百万円)となり、京都工場等に係る固定資産の減損損失54百万円などを特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は101百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益102百万円)となりました。

(2) 事 業 別 状 況

セグメント別の売上高及び生産高の内訳は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区	分	売	上	高	生	産	高
日	本			1, 343			1, 272
米	玉			417			417
韓	玉			119			124
	+			1,881			1,814

日本セグメントでは、主力製品である画像処理外観検査装置の売上が増加しました。この結果、売上高は1,343百万円(前連結会計年度比33.5%増)、セグメント利益は57百万円(前連結会計年度はセグメント損失783百万円)となりました。

米国セグメントでは、CAD/CAMソフト「KEYCREATOR」等の売上が増加しましたが、売上原価の増加により損失が増加しました。この結果、売上高は417百万円(前連結会計年度比8.8%増)、セグメント損失は66百万円(前連結会計年度はセグメント利益5百万円)となりました。

韓国セグメントでは、画像処理外観検査装置の売上が減少しました。この結果、 売上高は119百万円(前連結会計年度比51.5%減)、セグメント損失は54百万円 (前連結会計年度はセグメント利益16百万円)となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資総額は10百万円であり、開発機器・備品等の購入であります。

資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

3. 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である検査機システム事業では、その主たる対象とするFPDの分野は、環境の変動はあるものの全体として、市場規模は拡大し、継続的な成長が見込まれ、常に技術革新が求められています。

当社グループでは製品開発力、営業力の強化をより一層推し進め、高度化する顧客ニーズに的確に対応した独自の製品群をマーケットに提供し、また、市場変動に耐えうるコスト構造を構築し、収益の確保を図り、着実な事業展開を図る考えであります。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、次の課題に重点をおいて対処してまいります。

- (1) 次世代ディスプレイ検査機システム事業の推進 マイクロLED検査機システムの開発・製造 有機EL検査機システムの開発・製造
- (2) ガラス基板検査機システム事業の推進 スマートフォン用ガラス基板検査機システムの開発・製造 大型ガラス基板検査機システムの開発・製造

- (3) 高機能フィルム検査機システム事業の推進 ロールツーロール検査機システムの開発・製造 機能性フィルム検査機システムの開発・製造
- (4) オーディオ事業の推進 ディジタル音楽信号処理システムの開発・製造
- (5) エネルギー事業の推進 次世代フライホイールを用いた大出力発電装置の開発・製造

当社グループはこれからも、「情報」「制御」「通信」「機械」という物創りの根本技術と人の創造力を有機的に結びつけた「サイバネティック・テクノロジー」を基にして、顧客の問題を総合的に解決するシステムを提供し続けることにより、創造エンジニアリングビジネスを展開してまいります。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

		第 32 期	第 33 期	第 34 期	第 35 期 (当連結会計年度)
		2016. 4 / 1 ~ 2017. 3 / 31	2017. 4/1 ~ 2018. 3/31	2018. 4 / 1 ~ 2019. 3 / 31	2019. 4 / 1 ~ 2020. 3 /31
売 上	高	2, 731, 063	3, 263, 260	1, 637, 850	1, 881, 111
経常利益	(△損失)	12, 271	183, 427	△632, 402	△38, 742
親会社株主に帰属する当期	純利益 (△損失)	943	122, 666	102, 454	△101, 028
1株当たり当期純利	益(△損失)	0.07円	8.91円	7. 44円	△7.34円
総 資	産	3, 346, 461	3, 848, 723	3, 600, 443	2, 799, 645
純 資	産	1, 087, 203	1, 227, 094	1, 327, 026	1, 221, 133

(注) 1株当たり当期純利益 (△損失) は期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 主要な事業内容

事業グループ	主 要 製 品 及 び 事 業 内 容	売 上 高 に 占める割合
検査機システム	検査対象物のセンシング機能とその解析機能を備えた 検査機システムの開発・製造・販売を行っております。 「製品の種類」 1. フラットパネルディスプレイ検査装置・液晶パネル検査装置・有機EL検査装置 ・大型ガラス基板検査装置・スマートフォン用ガラス基板検査装置 3. 高機能フィルム検査装置・機能性フィルム検査装置・機能性フィルム検査装置	62.8%
創造エンジニアリング	情報と実物を結びつけて物創りを進めるのに欠かせないMeasuring、Machining、Modelingというそれぞれ互いに連携した機能を、人を中心に統合し、総合的に支援するシステムの開発・製造・販売を行っております。「製品の種類」 1. Measuring ・3次元計測システム ・3次元加工システム ・3次元形状モデリングシステム	29.7%
メディアネット	マルチメディア対応のネットワーク機器の開発・製造・販売を行っております。 「製品の種類」 1. IPネットワーク監視システム・道路監視システム・河川監視システム・河川監視システム 2. IP映像配信システム・フルハイビジョン対応放送局用伝送システム・4 K対応放送局用伝送システム	7.5%

6. 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本 社 大阪市北区中之島

東京営業所 東京都千代田区神田和泉町

名 古屋 営業 所 名 古屋市中村区名駅南福 岡 営 業 所 福岡市博多区博多駅前

京 都 工 場 京都市南区東九条西明田町

(2) 子会社

Kubotek USA, Inc. 米国マサチューセッツ州

KUBOTEK KOREA CORPORATION 韓国京畿道

7. 従業員の状況

従	業員数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
	78名	26名減	49.6歳	15.9年

- (注) 1. 従業員数には臨時雇用及び嘱託は含みません。
 - 2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ大幅に減少しておりますが、主として 工場の統合及び組織体制の変更に伴う通常の自己都合退職の増加によるも のであります。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係 該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
Kubotek USA, Inc.	201千米ドル	100%	CAD・CAMソフトウエアの開発及び 販売
KUBOTEK KOREA CORPORATION	400百万ウォン	100%	FPD関連装置の設計、製造、販売、 保守及びその他関連事業

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

9. 主要な借入先の状況

2020年3月31日現在の借入金額は1,101百万円であり、借入先は次のとおりであります。

借	入	先	借入残高
株式会社りそれ	x銀行		392,864千円
株式会社京都銀	艮行		268,000千円
株式会社紀陽銀	艮行		210,000千円
株式会社池田県	泉州銀行		101,000千円
株式会社みずん	ま銀行		100,000千円
株式会社商工約	L合中央金庫		30,000千円

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2期連続して営業損失を計上し、また受注残高が著しく減少しております。特定の市場・顧客の設備投資及び特定の顧客からの受注動向によって、業績の変動が避けられず継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当該事象等を解消するため事業構造の改革に取り組んでおり、重要な資金繰り懸念もないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当該事象等を解消するための具体的な施策は、次のとおりであります。

画像処理外観検査装置においては、特定の市場や顧客の設備投資動向、受注に依存するこれまでの状況から、機能性フィルムや次世代パネル検査装置などの品質や採算を重視した市場、製品を収益の柱とする事業への転換を進めております。

3Dソリューションシステムにおいては、当社エンジンを採用した3次元比較検証ソフトウェアなど新製品や、メディアネット機器では、市場ニーズの高い放送局向けなどにHEVCを採用した映像伝送装置の販売拡大に注力しています。

生産に関しては工場を統廃合し業務の効率化を図り、また人件費など固定費を削減することで、財務体質の強化を進めております。

さらに新規事業として次世代フライホイールを用いた大出力発電装置やオーディオ事業の早期事業化を推進してまいります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 40,000,000株

2. 発行済株式の総数 13,830,000株 (自己株式62,159株を含む。)

3. 株 主 数 3,690名

4. 大 株 主

株	Ė	Ē	名	持	株	数	持	株 比	率
久	保	哲	夫	2	, 478, 3	00株		18.0	0%
久	保	美	津 子	1	, 400, 0	00株		10.1	7%
久	保		元	1	, 400, 0	00株		10.1	7%
久	保	宜	子	1	, 400, 0	00株		10.1	7%
久	保	典	子	1	, 400, 0	00株		10.1	7%
園	田	朋	子	1	, 400, 0	00株		10.1	7%
日本ト信 託	· ラステ 銀 行		ービス 会 社		259, 5	00株		1.8	8%
日本 信託	マスタ 銀 行		ラスト 会社		202, 6	00株		1. 4	7%
久	保	成	_		150, 0	00株		1.0	9%
中	島		毅		111, 4	00株		0.8	1%

⁽注) 持株比率は、自己株式 (62,159株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地	位		Ð	ŧ	名	Ż	担当及び重要な兼職の状況
取締	竞役社:	長	久	保	哲	夫	代表取締役 (㈱デザイン・クリエィション代表取締役 (㈱エマージー代表取締役
取	締	役	角	張	尚	道	開発担当 KUBOTEK KOREA CORPORATION 代表理事
取	締	役	柿	下	尚	武	
常剪		役	石	田	紀	章	
監	查	役	宮	嶋	佐知	印子	税理士法人出入橋会計事務所社員
監	査 往	役	小	田	大	輔	森・濱田松本法律事務所パートナー

- (注) 1. 監査役宮嶋佐知子氏及び小田大輔氏は、社外監査役であり、東京証券取引 所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員 であります。
 - 2. 監査役石田紀章氏は、当社経理部門において経理担当実務に長年携わって おり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監 査役宮嶋佐知子氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会 計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役小田大輔氏は、 弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するもので あります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 3名 20,250千円 監査役 3名 8,323千円 (うち社外役員 2名 4,080千円)

3. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役宮嶋佐知子氏は、税理士法人出入橋会計事務所の社員であります。なお、 当社と税理士法人出入橋会計事務所との間に記載すべき重要な取引関係はありません。

監査役小田大輔氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであります。なお、 当社と森・濱田松本法律事務所との間に記載すべき重要な取引関係はありません。

- (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- (3) 当該事業年度における主な活動状況 取締役会等への出席状況及び発言状況

区		分	E	£	名	7	出席状況及び発言状況
監	査	役	宮	嶋	佐矢	7子	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全て に出席し、主に公認会計士としての専門的見地 及び経験からの発言を行っております。
監	査	役	小	田	大	輔	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の50% に出席し、主に弁護士としての専門的見地及び 経験からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。当社においても、近時のコーポレートガバナンス体制の充実に向けて、社外取締役候補者を探しております。しかし、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見を有し、かつ経営陣からの独立性を有していることが必要であると考えておりますが、社外取締役への就任をご承諾いただける適任者を見つけることができませんでした。今後とも、適任者の選定に向けた取り組みを進めてまいりますが、適任者を見つけることができない現状で社外取締役を選任したとしても、迅速かつ柔軟な経営判断に支障を生じ、効率的な会社運営を阻害するおそれがある一方、経営に対する実効的な監督を期待することも難しいため、相当ではないと考えております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新月有限責任監查法人

2019年6月26日開催の第34回定時株主総会において、新たに新月有限責任監査 法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY 新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬
 - 15,000千円
- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円
- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅴ. 業務の適正を確保するための体制

当社は、持続的な企業価値の創造を実現する経営の推進を目的とし、適法かつ効率的な、また健全で透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制、経営組織及び経営システムを整備することを重要な課題として、以下の施策を実施いたします。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 企業理念、企業行動の規範に基づき誠実に行動することを定め、必要に応じ外 部の専門家を起用し、法令及び定款に違反する行為を未然に防止するよう努め ます。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査 役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化するよう努めます。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社の社内規程及びそれに関する細則 等に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運 用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、企業活動に関連するリスクを把握し、同規程に従ったリスク管理体制を構築いたします。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、 迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整え ます。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎 として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するも のとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、審議決 定を行います。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、 職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行 手続の詳細について定めます。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程及び企業行動 基準 (ガイドライン) を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推 進し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ります。

- ② 執行部門から独立した内部監査室を置き、各業務部門の業務プロセス等を 監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めます。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社が定めるリスク管理規程・コンプライアンス規程の精神、理念を当社グループ全てに浸透させ、情報交換、連携体制を確立いたします。また、経営に関わる重要事項について、当社への決裁・報告制度による当社グループの管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンス規程
 - ② 当社グループが当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス規程の内容上問題があると認めた場合には、監査役に報告いたします。

の内容に関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告いたします。

- (7) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する体制、同使用人の取締役からの独立性に関する事項、同使用人 に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とする場合には、監査役の職務を補助 すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしてお ります。監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定について は監査役会の意見を尊重し、決定することとし、取締役からの独立性を図りま す。
 - また、監査役補助者を兼任する使用人は監査役の職務の補助を優先して従事するものとし、監査役の指示の実効性を確保します。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の 監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受 けないことを確保するための体制
 - 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な情報提供を行います。
 - また、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンス規程に関する重要な事実を発見した場合、直ちに監査役に報告します。当社グループは、 当該報告をしたことを理由に取締役及び使用人に対し不利益な取扱いを行わないこととしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部監査室の実施する内部監査の実施状況について必要があると認めるときは、適宜報告を受け、その修正、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものといたします。

監査の実施にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等の外 部専門家との連携体制を確保いたします。

企業理念、企業行動の規範に基づき誠実に行動することを定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令及び定款に違反する行為を未然に防止することに努めます。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化するよう努めます。

取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社の社内規程及びそれに関する細則等に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、請求 にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行上に必要と認められる場合、 これを速やかに処理いたします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

当社グループは、反社会的勢力排除に向け、市民団体の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処することとしております。その旨を「コンプライアンス規程」、「企業行動基準(ガイドライン)」において定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。

また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速 やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して 適切に対処する体制を構築しています。

VI. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 (か 部	負 債 (か部
科目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2, 585, 833	流動負債	1, 001, 726
現金及び預金	1, 875, 636	支払手形及び買掛金	30, 619
受取手形及び売掛金	499, 373	短 期 借 入 金	200, 000
電子記録債権	60, 429	1年内返済予定の長期借入金	379, 424
商品及び製品	12, 484	未払法人税等	6, 407
仕 掛 品	105, 452	前 受 金	225, 388
原材料及び貯蔵品	40, 812	賞 与 引 当 金	3, 840
そ の 他	16, 049	そ の 他	156, 046
貸倒引当金	△24, 403	固 定 負 債	576, 786
固定資産	213, 811	長 期 借 入 金	522, 440
有形固定資産	7, 962	繰延税金負債	2, 274
工具、器具及び備品	6, 312	退職給付に係る負債	46, 776
その他	1,650	そ の 他	5, 295
無形固定資産	179, 815	負 債 合 計	1, 578, 512
ソフトウエア	179, 815	純資産	の部
その他	0	株 主 資 本	1, 192, 310
投資その他の資産	26, 034	資 本 金	1, 951, 750
投資有価証券	4, 645	利 益 剰 余 金	△677, 722
繰延税金資産	705	自 己 株 式	△81, 717
破産更生債権等	196	その他の包括利益累計額	28, 822
その他	20, 683	為替換算調整勘定	28, 822
貸倒引当金	△196	純 資 産 合 計	1, 221, 133
資 産 合 計	2, 799, 645	負債・純資産合計	2, 799, 645

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	(一旦・113/
科目	金額
売 上 高	1, 881, 111
売 上 原 価	1, 163, 997
売 上 総 利 益	717, 114
販売費及び一般管理費	745, 996
営 業 損 失	28, 882
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	503
受 取 配 当 金	188
貯 蔵 品 売 却 益	192
そ の 他	90 975
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10, 323
為	496
そ の 他	15 10, 836
経 常 損 失	38, 742
特 別 利 益	
関係会社清算益	1, 483 1, 483
特 別 損 失	
減 損 損 失	54, 833
投資有価証券評価損	4, 525
特 別 退 職 金	1, 456 60, 816
税金等調整前当期純損失	98, 075
法人税、住民税及び事業税	6, 524
法 人 税 等 調 整 額	$\triangle 3,572$ 2,952
当期純損失	101, 028
親会社株主に帰属する当期純損失	101, 028

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

							株	主	賞	Ĩ	本	
				資	本	金	利益	剰余金	自	己株	式	株主資本合計
当其	月首	残	高	1	, 951	, 750	Δ	576, 694		△81,	717	1, 293, 338
当其	月変	動	額									
10	会社株 = 3 る 当 期						Δ	101, 028				△101, 028
	株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当 期	変動	額合	計			_	Δ	101, 028			_	△101, 028
当其	月 末	残	高	1	, 951	, 750	Δ	677, 722		△81,	717	1, 192, 310

					その			
					その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当	期	首	残	高	△747	34, 435	33, 688	1, 327, 026
当	期	変	動	額				
親会社株主に帰属する当期純損失							△101, 028	
			トの項 頁 (純		747	△5, 612	△4, 865	△4, 865
当	期変	動	額合	計	747	△5, 612	△4, 865	△105, 893
当	期	末	残	高	_	28, 822	28, 822	1, 221, 133

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

<i>∀ħ→</i> → <i>→</i>	5 An	<i>h.</i>	D 44
資 産	- 11	/\ \\\	かっまった。
科目	金額	科目	金額
流動資産	2, 412, 606	流動負債	757, 510
現金及び預金	1, 756, 657	支 払 手 形	22, 157
受 取 手 形	1, 196	買 掛 金	6, 647
電子記録債権	60, 429	短期借入金	200, 000
売 掛 金	833, 236	1年内返済予定の長期借入金	379, 424
商品及び製品	370	未 払 金	28, 415
仕 掛 品	105, 452	未 払 費 用	16, 587
原材料及び貯蔵品	40, 812	未払法人税等	6, 407
前払費用	48, 241	未 払 消 費 税 等	40, 895
関係会社短期貸付金	54, 415	前 受 金	45, 802
その他	6, 578	預 り 金	2, 055
貸倒引当金	△494, 783	前 受 収 益	443
	236, 349	賞 与 引 当 金	3, 840
	1, 650	そ の 他	4, 833
		固定負債	681, 021
その他	1,650	長期借入金	522, 440
無形固定資産	184, 569	退職給付引当金	46, 776
ソフトウエア	184, 569	関係会社事業損失引当金	109, 042
その他	0	そ の 他	2, 762
投資その他の資産	50, 129	負 債 合 計	1, 438, 532
投資有価証券	4,645	純 資 産	の部
関係会社株式	32, 382	株 主 資 本	1, 210, 423
関係会社長期貸付金	185, 011	資 本 金	1, 951, 750
破産更生債権	196	利 益 剰 余 金	△659, 609
長期前払費用	2, 535	その他利益剰余金	△659, 609
差入保証金	10, 440	繰越利益剰余金	△659, 609
そ の 他	126	自己株式	△81, 717
貸倒引当金	$\triangle 185, 207$	純資産合計	1, 210, 423
資 産 合 計	2, 648, 955	負債・純資産合計	2, 648, 955

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

			(—1=== 1 1 1 1)
科目		金	額
売 上 高			1, 571, 354
売 上 原 価			1, 097, 131
売 上 総 利 益			474, 223
販売費及び一般管理費			416, 430
営 業 利 益			57, 792
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	189	
受 取 配 当	金	188	
貸倒引当金戻入	額	41	
貯 蔵 品 売 却	益	192	
その	他	20	633
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	10, 007	
為 差	損	1, 609	11, 617
経 常 利 益			46, 807
特別 利 益			
関係会社清算	益	1, 483	1, 483
特別損失			
減損損	失	54, 833	
投資有価証券評価	損	4, 525	
特 別 退 職	金	1, 456	60, 816
税 引 前 当 期 純 損	失		12, 524
法人税、住民税及び事業	税		5, 405
当 期 純 損	失		17, 930

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	村	朱	È j	至 7	k
	次十二	利益乗	, ,,, <u>—</u>		株主資本
	資 本 金	剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	合 計
当期首残高	1, 951, 750	△641, 678	△641, 678	△81, 717	1, 228, 353
当期変動額					
当期純損失		△17, 930	△17, 930		△17, 930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	△17, 930	△17, 930	_	△17, 930
当期末残高	1, 951, 750	△659, 609	△659, 609	△81, 717	1, 210, 423

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△747	△747	1, 227, 606
当期変動額			
当期純損失			△17, 930
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	747	747	747
当期変動額合計	747	747	△17, 183
当期末残高	_	_	1, 210, 423

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

クボテック株式会社 取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 明 彦 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 光 弘 印 業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クボテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クボテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が 認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外 事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監 査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可 能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい るその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

クボテック株式会社 取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 佐 野 明 彦 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 光 弘 ⑨ 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クボテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成すること が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基 づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行 に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のと おり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所 において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締 役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受 けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき 事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

クボテック株式会社 監査役会

常勤監査役 石 田 紀 章 印

社外監査役 宮 嶋 佐知子 印

社外監査役 小 田 大 輔 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	く ぼ でっ ** 久 保 哲 夫 (1947年12月2日生)	1979年4月 当社創業 1985年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) (㈱デザイン・クリエィション代表取締役 (㈱エマージー代表取締役	2, 478, 300株
2	かく ばり なお みち 角 張 尚 道 (1945年7月12日生)	1979年4月 大阪大学医学部内科医 1985年7月 当社取締役 2003年4月 当社取締役事業本部長 2018年1月 当社取締役開発担当(現任) (重要な兼職の状況) KUBOTEK KOREA CORPORATION 代表理事	5, 000株
3	がき した なお たけ 柿 下 尚 武 (1945年4月3日生)	1988年6月 当社開発部長 1993年6月 ㈱精密形状処理研究所設立、同社代表 取締役 1998年6月 当社取締役管理部長 2018年1月 当社取締役(現任)	5, 000株

- (注) 1. 取締役候補者久保哲夫氏は、㈱デザイン・クリエィションの代表取締役を兼務しており、当社と同社との間には、ソフトウエアの販売等に関する取引関係があります。また、㈱エマージーの代表取締役を兼務しており、当社と同社との間には、発電システム製造等に関する取引関係があります。
 - 2. その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者の選仟理由について

久保哲夫氏は、当社の創業者であり、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図れると総合的に判断したためでありま す。

角張尚道氏は、長年当社事業部門に携わり、当社事業全般に関し豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図れると総合的に判断した ためであります。

柿下尚武氏は、長年当社管理部門及び事業部門に携わり、当社事業全般に関し豊富な経験・ 実績・見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図れると総合 的に判断したためであります。

【社外取締役を置くことが相当でない理由】

当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。当社においても、近時のコーポレートガバナンス体制の充実に向けて、社外取締役候補者を探しております。しかし、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見を有し、かつ経営陣からの独立性を有していることが必要であると考えておりますが、社外取締役への就任をご承諾いただける適任者を見つけることができませんでした。今後とも、適任者の選定に向けた取り組みを進めてまいりますが、適任者を見つけることができない現状で社外取締役を選任したとしても、迅速かつ柔軟な経営判断に支障を生じ、効率的な会社運営を阻害するおそれがある一方、経営に対する実効的な監督を期待することも難しいため、相当ではないと考えております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 小田大輔氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査 役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査 役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
お だ だい すけ 小 田 大 輔 (1972年8月28日生)	2000年10月 弁護士登録 色川法律事務所入所 2005年4月 金融庁監督局総務課課長補佐 2008年6月 当社監査役(現任) 2008年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2010年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー就任 (現任) (重要な兼職の状況) 森・濱田松本法律事務所パートナー	一株

- (注) 1. 監査役候補者小田大輔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 小田大輔氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、東京 証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員でありま す。
 - 3. 小田大輔氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。
 - 4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について
 - (1) 社外監査役候補者の選任理由について

小田大輔氏は、弁護士としての経歴、実績の評価により、公正性、経営の妥当性を監査 し、経営の客観性や中立性が図れると総合的に判断したためであります。

- (2) 社外監査役としての職務を遂行することができると判断する理由について 小田大輔氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はあ りませんが、弁護士としての経歴、実績の評価により、公正性、経営の妥当性を監査 し、経営の客観性や中立性が図れると総合的に判断したためであります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について

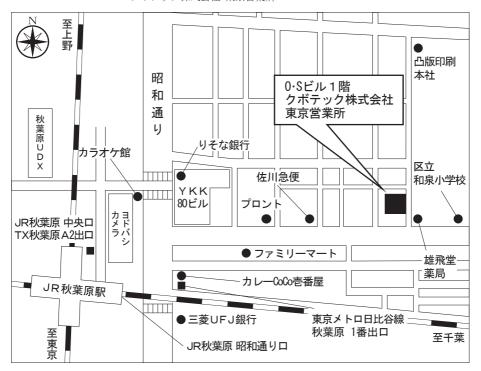
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、 当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、 小田大輔氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任 が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第 425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都千代田区神田和泉町1番地12の15 0・Sビル1階 クボテック株式会社 東京営業所



〈交通〉JR秋葉原駅昭和通り口または中央口より 徒歩5分 つくばエクスプレス (TX)・秋葉原駅A2出口より 徒歩5分 東京メトロ日比谷線・秋葉原駅 1番出口より 徒歩5分 ※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、会場が変更となる場合がございます。 その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しますので、ご来場をお考えの株主様は、 本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認くださいますようお願い申し上げます。 (http://www.kubotek.com/irs)